

第4章 保安処分

第1節 保安処分一般

第95条 ① 保安処分は、裁判官または裁判所により、適切とみなされる報告の後で、次節に規定されるケースに該当する者に、次の事由が満たされると、適用される：

1. 当事者が犯罪と規定される行為を犯した。
 2. 行為および当事者の人的状況から、新たな犯罪実行の可能性を呈する将来の行動が予測できる。
- ② 犯された犯罪により科され得る刑が自由剥奪刑でないときは、判決裁判官または裁判所は第96条第3項に規定する保安処分のみ取り決めできる。

第96条 ① 本法に従って科され得る保安処分は自由剥奪 (保安処分) または自由非剥奪 (保安処分) である。

② 次のものは自由剥奪保安処分である：

1. 精神医学センターでの収容。
2. 脱習慣性センターでの収容。
3. 特別教育センターでの収容。

③ 次のものは自由非剥奪保安処分である：

1. 職業的公権剥奪。
2. 合法的スペイン住民でない外国人の国外追放。
3. 監視付釈放。
4. 家族監視。この保安処分が科された者は、(裁判官または裁判所に) 指名されて監視を引き受ける身内の者の世話と見張りに服する。監視者は、被監視者の学業または労働活動を害することなく、矯正観察裁判官と関連して監視を行う。
5. 自動車およびモータ・バイク運転権利の剥奪。
6. 武器の所持・携帯権利の剥奪。

第97条 判決の執行中、判決裁判官または裁判所は、次条に規定される手続きにより、次の決定のあるものを採用できる：

- a) 科された保安処分の執行を維持する。
- b) 本人の犯罪危険性が消滅するとすぐに、科された保安処分の停止を宣言する。

c) 当該ケースに規定されている保安処分の中で他のより適切な保安処分で代替させる。代替が決定され、本人の進展が好ましくなかった場合は、代替を停止して被代替処分を回復させる。

d) (保安処分) 適用で得られた結果に留意して、処分を科した判決で示された最大期間に(達する)まで残る期間を超えない期間で、処分の執行を停止する。停止には、本人が決められた期間に犯罪を犯さないことが条件づけられる。また、第95条の事由の何らかが新たに証明されると、停止は効果を失う。

第98条 ① 前条のために、自由剥奪保安処分または自由剥奪刑の後で執行されるべき監視付釈放処分の場合、矯正観察裁判官は、最低でも毎年、当該処分の維持、終了、代替または停止の提案を上げる義務を負う。この提案をするために矯正観察裁判官は、保安処分に服する者を支援する医師および専門家、または、管轄の公共行政機関が提出する報告を、場合によっては、この目的のために命じるその他の手続きの結果を査定しなければならない。

② その他の自由非剥奪保安処分の場合、判決裁判官または裁判所は、前条に係わる行政機関、医師、専門家から有罪判決を受けた者の状況と進展、そのリハビリの程度および再犯の予見に関する適時の報告を収集する。

③ いずれにしても、判決裁判官または裁判所は、処分に服している者、検察庁およびその他の当事者の意見を聞いて、(矯正観察裁判官の)提案または前各項にそれぞれ係わる報告を考慮して、理由付きで裁定する。同様に、当初または判決執行のいかなる時に出頭するよう要請されたが出頭しなかった(居場所が判明する)犯罪被害者の意見を聞く。

第99条 自由剥奪刑と自由剥奪保安処分が競合する場合、裁判官または裁判所は、(自由剥奪)刑の履行に算入される(保安)処分の履行を命じる。一旦、(自由剥奪保安)処分が解除されると、(自由剥奪)刑の執行が保安処分ですら得られた効果を危険に陥らせるときは、裁判官または裁判所は、(自由剥奪)刑の残余の履行をその刑の期間を超えない期間で停止できる、または、第96条第3項に規定する(保安)処分のなんらかを適用できる。

第100条 ① 収容保安処分の違反の場合は、裁判官または裁判所は本人が逃走した同じセンター、または、その者の状態に応じた他のセンターへの再入所を命じる。

② 他の処分の(違反の)場合、裁判官または裁判所は、違反された処分を収容処分ですら代替することを、収容処分が当該事案に予見されていた場合、および、違反がその必要性を示す場合、取り決めできる。

③ 両方の場合、裁判官または裁判所は、違反について新たな調査を開始する。これらのため、治療に服することの拒否または当初同意した治療の継続の拒否は処分違反とはみなされない。しかしながら、裁判官または裁判所は、当初または後で拒否された治療を当該場合に適用可能な他の処分ですら代替することを取り決めできる。

第2節 保安処分の適用

第1款 自由剥奪保安処分

第101条 ① 第20条第1号に従って刑事責任を免除された者には、必要に応じて、査定された精神の異常または変動の種類に適した施設での医療処置または特殊教育のための収容処分、または、第96条第3項に規定される処分の他のいかなるものも適用できる。収容は、(本人が有罪と宣告された場合の)自由剥奪刑の期間を超えることはできない。このために、裁判官または裁判所は判決中その最大期間を定める。

② この処分に服した者は、本法第97条の規定に従って、判決裁判官または裁判所の許可なく、施設を離れることはできない。

第102条 ① 第20条第2号に基づき刑事責任を免除された者は、必要に応じて、正式に認可されたまたは認定された公的または私的な脱習慣性施設への収容処分、または、第96条第3項に規定される処分の他のなんらかが適用される。収容は、(本人が有罪と宣告された場合の)自由剥奪刑の期間を超えることはできない。このために、裁判官または裁判所は判決中その最大期間を定める。

② この処分に服した者は、本法第97条の規定に従って、判決裁判官または裁判所の許可なく、施設を離れることはできない。

第103条 ① 第20条第3号に従って責任免除を宣告された者には、必要に応じて、特別教育センターへの収容処分、または、または、第96条第3項に規定される処分の他のなんらかが適用される。収容は、(本人が有罪と宣告された場合の)自由剥奪刑の期間を超えることはできない。このために、裁判官または裁判所は判決中その最大期間を定める。

② この処分に服した者は、本法第97条の規定に従って、判決裁判官または裁判所の許可なく、施設を離れることはできない。

③ この場合、本法第98条に係わる(矯正観察裁判官の)提案は、各教育コースまたは教育段階の終わりに行われなければならない。

第104条 ① 第20条第1号、2号および3号に関連して、不完全な免除(状況(eximente incompleta)の場合、裁判官または裁判所は、対応する刑の他に、第101条、102条及び103条に規定する処分を科すことができる。ただし、収容処分は、科される刑が自由剥奪のとき、科すことができ、その期間は、当該犯罪に本法が定める期間を超えることはできない。この適用には第99条の規定が順守される。

② 前項または第101条、102条及び103条に規定する収容処分を科すときは、判決裁判官または裁判所は、充分時間的余裕をもって、本法の附則第1の規定のため、検察庁にその期間の満了が近いことを通知する。

第2款 自由非剥奪保安処分

第105条 第101条から第104条に規定されている場合で、自由剥奪処分を科すとき、または、その処分の執行の間、裁判官または裁判所は、下記に列挙される1個

または数個の処分を理由付けて科すことができる。同様に、本法に明示的に規定されるその他の場合に当該処分のなんらかを科さなければならない。

1. 5年を超えない期間：

- a) 監視付き釈放。
- b) 家族監視。この保安処分が科された者は、指名され監視を引き受ける身内の者の世話と見張りに服する。監視者は、被監視者の学業または労働活動を害することなく、矯正観察裁判官と関連して監視を行う。

2. 10年までの期間：

- a) 監視付き釈放、本法が明示的に規定するとき。
- b) 武器の所持・携帯権利の剥奪。
- c) 自動車およびモータ・バイク運転権利の剥奪。

判決裁判官または裁判所は、本条に規定される1個または数個の処分を順守する義務を宣言するため、同じく、法律によりそれらを科す義務を負うときに当該義務を具体化するため、保安処分に服する者を支援する医師と専門家が提出する報告を査定しなければならない。

矯正観察裁判官または対応行政機関の施設は、判決裁判官または裁判所に報告する。

本条で規定される場合では、判決裁判官または裁判所は、管轄社会支援施設が自由非剥奪保安処分に服する者に必要かつ適法に対応する支援または配慮を提供できるように処置する。

第106条 ① 監視付き釈放は、次の1個または数個の処分の履行により有罪判決を受けた者を裁判所の監視に服させることで構成される：

- a) 追跡を可能にする電氣的装置により常時居場所が分かるようにする義務。
- b) 裁判官または裁判所が設定する場所に定期的に出頭する義務。
- c) 裁判官または裁判所が定める最大期間内および手段で、住所地または仕事場の変更を直ちに通知する義務。
- d) 裁判官または裁判所の許可なく、住所地または定められた場所から離れることの禁止。
- e) 被害者、その家族あるいは裁判官または裁判所が定める者に接近することの禁止。
- f) 被害者、その家族あるいは裁判官または裁判所が定める者と連絡することの禁止。
- g) 特定の地域、場所または施設に出入りすることの禁止。
- h) 特定の場所に住むことの禁止。
- i) 同様な犯罪行為実行の機会を与える、または、容易にする特定の活動に従事することの禁止。
- j) 教育的、職業的、文化的、性教育または他の同様なプログラムに参加する義務。

k) 外部治療を継続する、または、定期的医療管理に服する義務。

② 第 105 条の規定を害することなく、裁判官または裁判所は判決中に監視付き釈放の保安処分を、本法がそう明示的に規定するときは、自由剥奪刑の後で履行するために科さなければならない。

これらの場合、少なくとも自由剥奪刑消滅の 2 月前に、監視付き釈放の保安処分がその同じ時に開始でできるよう、矯正観察裁判官は、第 98 条に規定される手続きによって、判決裁判官または裁判所に適時の提案を上げる。判決裁判官または裁判所は、当該手続きに従って、第 97 条の規定を害することなく、有罪判決を受けた者が順守すべき本条第 1 項に列挙される義務または禁止(事項)を定めて、保安処分の内容を具体化する。

有罪判決を受けた者が、継続して履行すべき数個の自由剥奪刑に処せられている場合は、前段の規定は、それら全ての履行が終了するときに言及されると解される。

同様に、数個の犯罪により格別の監視付き釈放が科されている者は、決定された義務または禁止の中身によっては、同時履行ができない場合、それらを連続して履行する。ただし、裁判官または裁判所が次項で与えられる権能を行使できることを妨げない。

③ 第 98 条の手続きにより、裁判官または裁判所は、次のことができる：

a) 科された義務・禁止を修正する。

b) 監視付き釈放の期間を減少する。または、科された義務・禁止の継続を不必要または非生産的とする社会復帰の肯定的見通しから判断して、監視付き釈放を終了させる。

c) 本条第 2 項に規定される処分の具体化のときに、b) の事由が発生すると、処分の効果を失くさせる。

④ 1 個または数個の義務の不履行の場合、裁判官または裁判所は、共起する事由を考慮して、前各項と同じ手続きにより、科された義務または禁止を修正できる。不履行が繰り返されまたは重大で、義務または禁止に服しない意思の表れの場合、裁判官は、さらに、本法第 468 条の推定犯罪のために新たな調査を開始する。

第 107 条 (2021 年改訂) 司法当局は、特定の権利、職業、職務、事業または商売、地位または雇用、報酬の有無に係わらないその他の活動の行使について 1 年から 5 年間の公権剥奪処分を、第 20 条の第 1 号、2 号および 3 号に規定する状況のひとつに該当することで対応する刑罰を科することができない場合で、本人が当該(権利等の)行使を濫用して、または、それと関連して、犯罪を実行したとき、および、共起する事由を評価すると同じまたは同種の犯罪を犯す危険が推定できるときは、理由付けて命じることができる。

第 108 条 ① 当事者がスペインに合法的に居住していない外国人である場合、裁判官または裁判所は、その者の意見を聞いた後、適用される保安処分の代替として国外追放を判決内で取り決める。ただし、裁判官または裁判所が検察庁の意見を聞いた後、例外的かつ理由付きで、犯罪の性質がスペインでの履行が正当であると評価する場合を除く。

このように決定された追放には、スペインで居住または労働する許可を目的とする行政手続きの棚上げを伴う。

保安処分の追放による代替が決定されたが、追放が実行できない場合は、元々科された保安処分の履行に移行する。

② 当該外国人は、追放の日から数えて10年間スペインに再入国することができない。

③ 前各項に係わる追放および入国禁止の司法決定を破ろうとする外国人は、行政当局により送還され、入国禁止の期間はその全体で新たに数え始める。